



発行 新潟県
第 66 号
 令和元年12月20日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 745 免税軽油使用者証の亡失届（税務課）
- 746 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 747 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 748 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 749 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 750 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 751 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 752 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 753 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 754 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 755 保安林の指定解除予定（治山課）
- 756 保安林の指定解除（治山課）
- 757 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 758 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 759 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 760 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 761 道路の区域変更（道路管理課）
- 762 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 51 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 10 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報管理課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第745号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

業 種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載	交付	亡失
-----	--------	------	-------------	----	----

			された使用者の住所及び 氏名	地域振興局	年月日
農業	長振税 第1120068号	平成31年3月1日 ～ 令和3年3月31日	柏崎市大字山室282 中村 保	長岡 地域振興局	令和元年 6月20日

◎新潟県告示第746号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふくはら内科クリニック	長岡市美沢2-57-8	令和元年11月1日
旭岡木口クリニック	長岡市旭岡2丁目207番地	令和元年10月16日
北ながおか歯科診療所	長岡市宝2-2-16	平成31年3月1日
エイケン堂 四郎丸薬局	長岡市四郎丸4丁目6番19号	令和元年11月1日
エイケン堂薬局 千手店	長岡市千手2丁目4番3号	令和元年11月1日
エイケン堂薬局 かわにし店	長岡市古正寺1丁目2839番地	令和元年11月1日
ウエルシア薬局長岡泉店	長岡市泉一丁目10-13	令和元年12月1日
大学前薬局	上越市大学前203番地	平成28年9月21日
医療法人社団 塚野目診療所	三条市塚野目2丁目9-54	令和元年10月1日
あらまち調剤薬局	三条市荒町2-1-40	令和元年10月10日
エム・ケイ薬局 かしわざき店	柏崎市寿町6番27号	令和元年12月3日
関塚医院	新発田市中田町2丁目17番15号	令和元年10月27日
うがむら歯科医院	新発田市緑町1-13-21-3	平成30年5月16日
ウエルシア薬局新発田加治店	新発田市上館483番地	令和元年11月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目13番34号	令和元年12月20日
ごせん薬局	五泉市太田459-3	令和元年12月1日
ドラッグトップス五泉薬局	五泉市太田1122-1	令和元年12月1日

コスモス調剤薬局	五泉市太田460-1	令和元年12月1日
----------	------------	-----------

◎新潟県告示第747号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三条調剤薬局	三条市嘉坪川2-7-11	令和元年11月30日
小坂井歯科	見附市今町1丁目19-10	令和元年11月30日
むらまつ調剤薬局	五泉市村松1447-1	令和元年11月30日

◎新潟県告示第748号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
粟島浦漁業協同組合の地区
- 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
令和元年11月27日

◎新潟県告示第749号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
寺泊漁業協同組合の地区
- 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
令和元年11月27日

◎新潟県告示第750号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧出雲崎漁業協同組合の区域
 - 2 区分
主としてさし網を使用して営む漁業及び小型定置漁業
 - 3 届出年月日
令和元年11月27日
-

◎新潟県告示第751号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
新潟漁業協同組合の地区のうち旧出雲崎漁業協同組合の区域
 - 2 区分
主としてさし網を使用して営む漁業及び小型定置漁業以外の漁業
 - 3 届出年月日
令和元年11月27日
-

◎新潟県告示第752号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
内海府漁業協同組合の地区
 - 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
 - 3 届出年月日
令和元年11月27日
-

◎新潟県告示第753号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
内浦漁業協同組合の地区
 - 2 区分
主としてさし網を使用して営む漁業及びいか釣り漁業
 - 3 届出年月日
令和元年11月27日
-

◎新潟県告示第754号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定

する要件に適合すると認めた。

令和元年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域
内浦漁業協同組合の地区
- 2 区分
大型定置漁業
- 3 届出年月日
令和元年11月27日

◎新潟県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年12月20日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字歌字浜山950の1・951の1・952の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年12月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市馬場庚182の2、庚189の5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区の定款の変更を令和元年12月11日認可した。

令和元年12月20日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和元年12月23日から令和2年1月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月20日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	菟神北部	換地計画書の写し	南魚沼市役所

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第759号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
上泉	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	新潟市・弥彦村	令和元年12月6日

◎新潟県告示第760号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年12月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和元年11月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社NNCジオテック
井上 秀俊
- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市大字井口新田641-4
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17798号
- 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年11月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年11月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社TEMS
伊藤 景範
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区中村655
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第1422号
- 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年11月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年11月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
s e r i a ・ e ・ サービス
芹田 敬二郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市関原南2-4295-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45600号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年11月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年11月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
岩野建設
岩野 幸三
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区山木戸2-4-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第4448号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年11月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社フタバ
宮川 昇藏
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市中郷区藤沢1079
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第10505号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年11月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年11月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
魚沼興業株式会社
島田 光文
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市北鑑坂922
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18082号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和元年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年10月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

新潟フジクリーン株式会社

柴田 和義

3 主たる営業所の所在地

上越市大字福田221-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第16777号

5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年11月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社畑設備店

畑 清次

3 主たる営業所の所在地

上越市名立区名立大町1017-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39408号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年11月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社青茂工務店

青木 秀太朗

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市黒土新田778-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18526号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年11月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年11月13日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

司工業

佐藤 牧人

3 主たる営業所の所在地

上越市左内町12-61

-
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45024号
 - 5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社矢澤建築
矢澤 政士
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市栃尾原町4-10-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第28042号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社桜井地下工業
桜井 正俊
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市川口田麦山785
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17889号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ユウビット電子
関 健太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市本町1-1-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44647号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ミズテック
水野 正之
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区大淵626-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42507号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年10月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出戸村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字中大谷字日渡622番から 同市大字中大谷字蚊口太265番1まで	新	(A)5.2~8.2メートル	143.7メートル
		(B)6.1~15.4メートル	144.1メートル
	旧	5.2~8.2メートル	143.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 出戸村松線
- 2 供用開始の区間
加茂市大字中大谷字日渡622番から同市大字中大谷字蚊口太265番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月20日

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、手術室映像システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和元年12月20日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術室映像システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年1月22日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年1月29日(水)午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Operating room video system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

10:30A.M. January 29, 2020

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和元年12月20日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物及び廃プラスチック等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(4) 履行場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 廃棄物の処理に関する法律に基づく許可を受けた者であること。なお、処分施設は焼却炉を2棟以上有す

ること。

(7) 200床以上の病床数を有する病院において、当該業務を平成28年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年1月29日(水)午後1時00分までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年1月29日に必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和2年1月31日(金)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased:

Disposal and commission of infectious waste and plastic waste generated from Niigata Prefectural

Central Hospital

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. January 31, 2020

(3) For more information, contact:

Management Division in Japanese,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年12月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,157

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

338,480

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区 20,875

新潟市東区 38,650

新潟市中央区 49,686

新潟市江南区 19,155

新潟市秋葉区 21,682

新潟市南区 12,713

新潟市西区 44,023

新潟市西蒲区 16,283

長岡市三島郡 77,100

上越市 53,876

三条市 27,674

柏崎市刈羽郡 25,012

新発田市北蒲原郡 31,418

小千谷市 10,074

加茂市南蒲原郡 11,254

十日町市中魚沼郡 17,743

見附市 11,449

村上市岩船郡 19,013

燕市西蒲原郡	24,783
糸魚川市	12,221
妙高市	9,171
五泉市東蒲原郡	17,578
阿賀野市	12,011
佐渡市	15,856
魚沼市	10,313
南魚沼市南魚沼郡	18,013
胎内市	8,330

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月20日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>(平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「公安委員会等」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる申請等)</p> <p>第3条 <u>施行規則第11条</u>の規定により公安委員会が定める<u>手続等のうち、公安委員会等に対する申請等</u>は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <p>(略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 <u>施行規則第11条</u>の規定により公安委員会が定める<u>手続等のうち、公安委員会等が行う処分通知等</u>は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則</u>（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「<u>情報通信技術利用規則</u>」という。)第5条及び第9条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行う新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「公安委員会等」と総称する。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象となる申請等)</p> <p>第3条 <u>情報通信技術利用規則第5条第1項</u>の規定により公安委員会が定める申請等は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。</p> <p>(略)</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 <u>情報通信技術利用規則第9条第1項</u>の規定により、<u>公安委員会</u>が定める処分通知等は、次の表の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、仮設校舎講義机及び椅子等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

仮設校舎講義机及び椅子等の購入

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年3月13日(金)までに、調達物品について確認検査を受けること。

(4) 納入場所

新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月9日(木)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問合せ先

新潟県立大学教務学生支援部企画課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年1月17日(金) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29・30・31年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(家具)に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限

令和2年1月10日(金) 午後5時15分

イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学教務学生支援部企画課

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数

入札説明書による

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

令和2年1月14日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。